

検針・料金収納等業務 プロポーザル審査基準

1 委託業務名 安房郡市広域市町村圏事務組合水道事業検針・料金収納等業務

2 応募者の評価に関する基準

次の（１）から（３）までに掲げる評価項目について、合計１００点で評価する。

（１）業務実績に関する評価【配点１０点】

業務について豊富な実績を有しているか。

採 点	採 点 基 準
１０～０点	同種業務１件につき２点（１０点を上限とする。）

（２）企画提案書に基づくプレゼンテーション審査【配点８０点】

企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、採点基準に照らして評価する。

評価項目		配点
業務体制等の妥当性	実施体制の整備（適切な業務遂行、指揮体制、業務効率を考慮した運営体制の構築等）	５点
	業務分担構成の正確性（配置人数の適切さ等）	５点
	問合せ集中時（漏水・赤水発生時等）の対処方法、突発的な欠員への対処方法	５点
業務に関する企画及び技術提案の妥当性	窓口業務	５点
	検針業務	５点
	収納及び徴収業務（納入通知書等の印刷・送付、調定・更正、滞納整理、給水停止を含む）	５点
	開閉栓及び精算業務	５点
	水道料金調定システム処理業務	５点
	発注者に対する情報提供（ICT活用を含む）、営業本部業務（管理業務等）、業務引継	５点
	教育研修、個人情報保護、不祥事防止	５点
	利用者サービスの向上、地域貢献、地域雇用、危機管理・災害時対応、業務提案、その他	５点
全般的な事項	発注者側の業務担当者の負担を考慮した提案となっているか。	５点

取り組み意欲	プレゼンテーションを通じて業務に対する取り組みや新たな業務提案に意欲が感じられたか。	5 点
	当該業務を実施する上での課題や問題点を把握しているか。	5 点
企画提案・プレゼンテーションの評価	企画提案書は見やすさに配慮し、提案内容も理解しやすい表現となっているか。	5 点
	プレゼンテーションの構成がまとまったものとなっているか。また、質問等に適切に回答しているか。	5 点

【提案内容採点基準】

採 点	採 点 基 準
5 点	非常に優れている（提案内容は、項目の趣旨を満たしており、業務の委託先として最適と評価できるものである）。
4 点	優れている（提案内容は、項目の趣旨を満たしており、業務の委託先として十分と評価できるものである）。
3 点	普通である（提案内容は、項目の趣旨を概ね満たしており、業務の委託先として支障がないと評価できるものである）。
2 点	やや劣る（提案内容は、項目の趣旨を概ね満たしているが、業務の委託先として劣ると評価せざるを得ないものである）。
0 ～ 1 点	劣る（提案内容が項目の趣旨にそぐわず、業務の委託先として不適当と評価せざるを得ないものである）。

※上記採点結果に項目ごとに設定している係数を乗じ、その項目の点数とする。

(3) 応募者が提示した業務委託料の妥当性に関する評価【配点 10 点】

応募者が提示した業務委託料が妥当な金額であるか、他の応募者の提案価格と比較して採点する。

最低提案価格を提示した企画提案を 1 位（10 点）とし、2 位以下は、

評価点＝（1 位の提案価格／当該提案価格）× 10 点（小数点以下を四捨五入）とする。

※見積書又は内訳書の記載内容に不備がある場合は、採点結果から不備 1 か所につき 1 点を減ずる。

3 受託候補者の選定方法及び受託候補者として必要な評価結果

(1) 選定審査会の委員による点数合計を審査した委員の数で除した点数（小数点以下第2位を四捨五入する。）を応募者の得点とする。

(2) 2の基準による全評価項目（以下「全評価項目」という。）の得点が最も高かった応募者を受託候補者とする。

全評価項目の得点が同点である応募者がいた場合は、次の順で評価上位者とし、なお優劣がつかないときは、委員の合議により評価上位者を決定する。

①業務委託料の額が低い応募者

②2（2）の評価に係る得点が高い応募者

(3) 全評価項目の得点が50点以下の応募者は、失格とする。

4 応募者の提案を無効とする場合の基準

応募者が次の（1）から（7）までのいずれかに該当する場合は、その者の提案は無効とする。

(1) 応募資格の無い者であったとき。

(2) 所定の期限までに応募書類を提出しなかったとき、又は所定の提出先に応募書類を提出しなかったとき。

(3) 2以上の提案をし、又は自己のほか他の者の代理人を兼ねて提案し、若しくは2以上の代理人をしたとき。

(4) 提案に関連して談合等の不正行為をしたとき。

(5) 見積書の金額を誤脱し、又は見積書の金額に判読し難い数字を記載し、若しくは見積書の金額に提案上限金額を超えた数字を記載し、若しくは金額を訂正した見積書を提出したとき。

(6) 応募書類に虚偽の内容を記載したとき。

(7) （2）から（6）までに準ずる行為（選定審査会が認定した行為に限る。）を行ったとき。